

平成31年度

事業計画書

社会福祉法人 古木会

平成 31 年度事業計画書

社会福祉法人古木会 法人本部
理事長 木下 勝之

30 年度は、長年課題であった排水管の更新工事を無事終える事ができましたが、建物の老朽化は進行し建て替えを急ぐ必要があります。建て替えについては、これまでも何度も検討課題に挙げられてきましたが世田谷区内での用地取得が困難なため、具体的な検討ができていません。現在の 62 床を確保できる用地が見つからない状況は現在も同様です。公有地のプロポーザルによる公募は、当法人が応募するには色々な制限が多いため、未だ具体的な計画には至っていません。できるだけ早く用地取得のため近隣の不動産業者との情報交換を行い、積極的に用地取得を進めていきます。

平成 31 年度には、世田谷区内に特別養護老人ホームが 4 か所新設されます。上用賀<長期 58 人・短期 8 人>、鶴巻<長期 58 人・短期 10 人>、下馬<長期 90 人・短期 10 人>、瀬田<長期 144 人・短期 24 人>で、合計長期 350 人、短期 52 人となっており当法人にとっては、在宅系のサービス及びグループホームの運営に大きな影響が出る可能性が高いものと考えています。今後のサービスを提供していくうえでは、これまで以上に法人全体で連携していく必要があります。

平成 30 年度は、介護職員不足により事業運営に大きな影響がありました。30 年度は、施設系のみならず通所系サービスや訪問系サービス等も、募集しても応募者がいない状態が長く続いており、どのサービスにおいても新たな採用が困難な状況です。人手不足のためサービスの受け入れができず、そのために収入が減少し赤字経営になってしまうというマイナスのスパイラルから抜け出せなくなっています。31 年度も同様に人手不足は継続するものと考え、いかにして退職者を減らすか、魅力ある職場として応募が増えるか、選んでもらえる職場づくりを目指していきます。

特別養護老人ホーム

上記にあるように、介護職員の不足が生じています。世田谷区の施設のほとんどが同様の状況で、行政へも介護職員の充足に向けての取り組みを依頼していますが、すぐの解決は困難です。現在勤務している介護職員の定着を図るための取り組みを行います。30 年に補助金を利用して導入した介護ロボット（マッスルスーツ・見守りケアシステムを装着した介護用ベッド）のように、31 年度も介護負担軽減の導入を計画しています。

通所系サービス

初めに説明したように 31 年 8 月までに世田谷区内に特別養護老人ホームが 350 床新規オープンします。その影響を大きく受ける事が予想されます。少しでも多くの利用者を獲得するため、成城アルテンハイムで採用した理学療法士や作業療法士の協力を図り、デイサービスでのリハビリを 3 事業所で行っていきます。成城ケアセンターでは既に取り組んでおり、その成果が表れて来ています。しかし、介護職員不足は、デイサービスも同様のため、賃金形態を見直し、職員採用の拡大を図っていきます。

グループホーム

中町グループホーム「ふるさと」については、30 年度介護職員不足のため、運営が困難な状況になったため、施設運営を優先し 3 ユニット→2 ユニットへ変更しています。しかし、2 ユニットに減らしたことで収入は減少し、経営は厳しい状況になっています。経営をたてなおすため、使用していない 1 ユニットを活用し、居宅介護支援サービスと訪問看護ステーションの新設の準備をしています。また、デイサービスと同様賃金の見直しを行い、介護職員の採用や定着を図ります。

訪問系サービス

訪問介護ステーションにおいては、29 年度から比較すると収支は改善されてきました。少しですが登録型のヘルパーの採用もでき、経営はやや上向きになっています。この状態を継続できるようさらに常勤ヘルパー、サービス提供責任者の増員を行っていきます。

訪問看護ステーションにおいては、介護保険利用者が減少し医療保険利用者が増加しています。特に精神科訪問看護の利用者が増加しており、今後もこの傾向は続く予想されます。全職員が訪問できるよう体制はできています。

中町グループホームの空いているユニットにおいて、訪問看護ステーションの新規オープンを計画しています。はじめは成城訪問看護ステーションのサテライトとしてスタートし、職員や利用者が増加したら独立して訪問看護ステーションとして運営していきます。

介護保険サービス

現在成城と鎌田の 2 か所で介護保険サービスを運営していますが、31 年度には祖師谷を復活させ、中町、梅丘に新たな事業所の新設を予定しています。特

に祖師谷・中町については、自法人のデイサービスやグループホームの利用者増加のための営業に大きく貢献できると考えます。自法人の利用上限まで各サービスを導入できるよう、ケアマネジャーの採用を行いデイサービスやグループホームの経営が安定できるような連携を行っていきます。

地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）

30年度に地域包括支援センターのプロポーザル方式による公募・再選定が行われました。当法人4か所のあんしんすこやかセンター、無事に再選され31年4月から6年間の再契約のもと、事業がスタートします。業務内容が追加されましたが、職員配置人数も増えています。4か所とも再スタートに向けた職員採用はできています。又、31年11月に梅丘あんしんすこやかセンターは、現在法人が借りている事務所から、世田谷区梅丘まちづくりセンターへ移転予定です。そのあとの空いた事務所には、居宅介護支援サービスと訪問看護、訪問介護事業の新設を検討しています。

事業計画書

(1) 事業方針

平成31年度は、区内に開設されている又今後開設される特養ホーム等や他施設系サービスとの顧客の獲得競争は安穏としていられない状況化になることが推察され、その中で「安定的な経営」と特養入所希望者から選ばれるための「質の高いサービス・CS（顧客サービス）」を求めていくことを基本方針とする。

昨年度より法人内の特養・通所事業において理学療法士等の機能訓練指導員を雇用した。31年度には、各事業所内の機能訓練の提供方法の具体化、伴う配置を明確にして個別機能訓練加算（長期・ショート）を取得するなど基本報酬以外の加算（排泄支援加算・褥瘡マネジメント加算等）を取得していき収入を増やしていく。

施設も開設して30数年の年月を経過し建物や備品等の老朽化は否めず、ハード面においては新設施設に勝るものは無い。しかし対等もしくは勝ることができるものは、サービス内容やその根幹となる個人のサービスの提供技術向上やチーム（組織）としての機能、また接客等の職員が発信できる施設の雰囲気などのソフト面の向上を図っていく。

(2) 施設運営

1 経営

(ベッド管理)

基本報酬については、収入の土台であり、長期・ショートステイの総定員62名に対して稼働率95%を目標に掲げる。

長期・ショートステイも新規利用者獲得のために、組織の面からは生活相談員の役割分担を再編成し明確化・分散することで業務が一極集中せず分散化し、各相談員が業務範囲内のことに対して一定の責任をもちながら円滑なベッド管理を図っていく体制をつくる。

体制	30年度末、業務役割	31年度業務役割
所長兼生活相談員	管理業務補佐・特養入所等全般・ケアマネ	管理業務補佐・ショート・特養等補助
生活相談員	ショートステイ関係（入退所全般）	ショートステイ関係全般
生活相談員	ショートステイ関係（31年1月入職）	特養入所等全般・ケアマネ

空床を迅速に埋めるために、受入れ時の情報として最低限の情報は必要であることは前提に、ショートステイでいえば新規についても主治医からの病状紹介状は絶対取得するものとはせず、状態の変化が無ければ介護保険更新時の

主治医の意見書等を活用する、訪問看護の利用があれば管理指示書等で代用するなど緊急性の高いケース等においては簡略化できるところは簡略化し迅速にニーズに対応できるよう受入れ条件を変更していく。

また、ショートステイ空床状況等を居宅支援事業所へ情報として送信していく。(1回/1月)

特養の空床については、特養の空床が無い状況で利用できる状況が推察できなくても常時3名程度には事前に待機順を明記しパンフレット等と一緒に案内文を送付し定期的に連絡を取り合い、ショートステイの利用も含め繋いでおくなど迅速に対応できるようにしていく。

(収支の安定)

前記している空床への迅速な対応による稼働率、また加算の取得による施設収入の増収、安定とともに福祉用具(ベッド・車椅子・介護テーブル等)や介護用品(オムツ類)など質を下げることなく、数社の比較等により、安価なものを入手し支出を抑制していく。また調理業者等の業務委託費等についても数社の比較を行っていく。福祉施設にとっても民間同様に収入に応じた支出をすることが前提のとなる。昇給に関しても一律の昇給率ではなく能力評価により昇給幅を個別化していく、また賞与についても同様とする。人件費の枠も当然ある中で、個の能力・実績を評価し、反映させていく。

2 施設サービス

(利用者サービスの質の向上)

○サービスマニュアルの改訂・整備

サービス項目(排泄・入浴・食事・業務等)マニュアル策定・改訂を適宜行い施設全体のサービス内容の標準化が図れるよう整備していく。

また、サービスマニュアルは新人職員の手順書としても活用していく。

○委員会の運営

施設長・医務・介護・ケアマネ・生活相談員・管理栄養士・機能訓練指導員の部署による、「感染症予防対策」「事故再発防止」「褥瘡予防」「拘束廃止」等の委員会を指針に基づき定期開催し、予防・対策に努め利用者の方の安全・快適な生活を提供していく。

○虐待防止並びにサービスの点検

管理者ならびにケアマネージャーについては、施設内の環境・ケアの実践状況

について定期的に巡視を行い、適切なケアや言葉かけ等の接客等が行われているかまた環境に問題はないかを把握する。課題があれば、その場での個別指導や委員会や会議において、課題を提起し全体の問題として協議し育成・指導・解決策を講じていく。

特に、「虐待の芽」にもなる可能性がある職員の利用者への声かけ等に対しては他部署が巡視することで予防効果が期待できる。

3 職員関係

(介護職員・看護職員の雇用)

○介護職の人材不足に対して、多種多様な募集を図り人数を確保することを優先していく。

○派遣職員（期間派遣）

○紹介予定派遣

○ハローワーク・広告による募集・雇用

○業務・時間等の限定的な募集・雇用（午前中だけ・・・などの時間限定
また入浴業務だけの限定的な内容の募集

○新卒採用者の募集・雇用

(定着化対策・職員管理)

○業務改善（業務の効率化、業務マニュアルの整備等の見直しによる就労負担の軽減を図る）

○非常勤職員の常勤登用制度の継続（原則：1回/1年）

○介護サポート（介護支援業務）の配置の継続による介護就労負担の軽減

○研修機会の提供（個のニーズの充足）

○職員健康診断（夜勤従事者2回/年 他1回/年）の実施

○腰痛検査・腰痛予防対策等事業

○事業所内での労働災害対策（危険予知対策等）

○介護ロボット導入による介護従事者の負担軽減

○介護処遇改善加算による介護職員への支給

4 職員研修

世田谷区特別養護老人ホーム研修助成金を有効に活用し、専門職としてのスキルアップのために法人内研修委員会とも連携し法人研修を企画していくこと並びに管理者と連携を図り、特養職員に対して個別のニーズや施設サービスや就労に関する外部開催の研修会。セミナー又特養職員に対して集団研修会を企画・実施していく。

研修を企画する上で、下記の研修は必須の研修とする。

- 職員倫理・法令遵守
- 感染予防
- 虐待防止・身体拘束
- 介護技術
- 事故再発防止
- 認知症ケア
- 腰痛予防
- 福祉施設職員のメンタルヘルス

5 ボランティアの受入れや地域交流

世田谷区介護支援ボランティア制度の受入れ施設として今年度も活動を支援していく。また他のボランティアも含め、洗濯室、クラブ補助、シーツ交換、話し相手（傾聴ボランティア）等多様なニーズの活動いただくことにより、利用者の生活も豊かになるようにしていく。

また、世田谷区の「高齢者のお休み処」、夏季の熱中対策としての「一時休み処」など、施設スペース（1階食堂）を地域の方へ貸出を行う。。

(地域との交流)

- 通年、地域の「高齢者のお休み処」として施設を開放する。
- 夏季、地域の高齢者の熱中症予防として「一時お休み処」の施設開放
- 世田谷区の介護予防事業「認知症予防プログラム」の実施（上半期・下半期）
- 介護予防事業における「高齢者の食事に関する講義」への管理栄養士の派遣
- 世田谷区と区内特養の共催による「家族介護者教室」の開催
- 成城地区の文化祭への出展などの交流
- 月曜日（1回/1週）・木曜日（2回/1月 31年4月～）午後に体操サークルへの施設スペース貸出。（継続）

(災害対策・防犯対策)

大地震等の大災害時の世田谷区との二次避難所協定施設として連絡会や図上訓練訓練の参加・協働していく。また、世田谷区防災無線交信訓練についても、定期訓練として1回/1月継続して行っていく。

定期的な特養本体、また特養と通所施設の合同の避難訓練・総合訓練は継続して実施していく。

法人内では、各事業所と法人全体の大災害時における施設の事業継続計画（BCP）にて風水害を充実させ災害対策を完備させていく。

その中で特養においては自治会や隣接病院等との災害時の応援協定、災害訓練等も実施していくよう計画する。

また、施設自体で外部からの不審者に対する防犯対策を継続して講じるとともに、近隣(自治会)との相互の関係性を高め、地域の防犯活動を連携していく。

(3) 施設設備に関して

昭和 59 年開設後、30 年以上が経過し施設設備の老朽化が進み、改修・機器の買替など早急に着手する必要性が高まってきている。

優先順位をつけ計画的に修繕等を図り施設設備の維持を図っていく。

また、設備等の点検等を実施していく。

(短期)

2・3 階 水道関係 (水量が少ない)

電気コンセント部の修理

(長期)

ナースコール関係の更新

※万一コール機器の本体故障した場合に部品等が無い状態

(点検)

空気環境測定

空気調和設備の排水受け

給水設備点検

排水槽清掃・排水設備の点検

高架水槽清掃

循環浴槽水質検査

空調機器 (フィルター含む) 清掃

平成31年度 行事等活動計画表

月	日付	行事等名	内 容	参加人数(実績)
4月	1日～ 6日	花見散策	成城桜並木(街路樹)の散策・外気浴	
5月	3日～ 5日	菖蒲湯	端午の節句にちなんだ菖蒲湯	
6月	16日(予定)	合唱コンサート	成城大学OB 合唱サークルによるコンサート	
7月	1日～ 7日	七夕飾りつけ	短冊作成や飾り付けを行い季節感を得る	
	20日	土用の丑の日	習慣(江戸時代から)のうなぎを食し精をつける	
8月	24日	施設広報の発信	アルテン通信(施設・利用者情報の提供)	
9月	16日	敬老祝膳	ご長寿を「祝い膳」による食事会で祝福する	
10月	28日	音楽コンサート	音楽会の開催(家族参加もあり)	
11月	29日	成城地区文化祭	成城ホールで開催の地域文化祭への出品・見学	
12月	21日～23日	柚子湯	冬至の季節感を味わうため柚子湯の入浴	
1月	1日	元旦 おせち	施設長の新年の挨拶・おせち料理による迎春	
2月	3日	節分	福や邪気退散の豆まきを行い季節感を味わう	
3月	3日	桃の節句(ひな祭り)	ちらし寿司など雛祭りを感じるお食事の提供	

■誕生会開催予定日(第4週の予定:選択食等との兼ね合いで変更の場合あり)

4月27日(土)	7月27日(土)	10月26日(土)	1月25日(土)
5月18日(土)	8月24日(土)	11月23日(土)	2月22日(土)
6月29日(土)	9月28日(土)	12月21日(土)	3月28日(土)

■クラブ活動・余暇活動 等

クラブ名・余暇活動	実施日	頻度
書道クラブ	月曜日	1回/1週
お茶会(抹茶による茶会)	第二火曜日	1回/1月
折紙クラブ	第三火曜日	1回/1月
生花クラブ	水曜日	1回/1週
音楽療法(虚弱者対象)	第二・四水曜日	2回/1月
読書クラブ	第三木曜日	1回/1月
音楽療法(全利用者対象)	金曜日	1回/1月
選択食(献立の選択)	木曜日	4回/1月
傾聴ボランティア(もみじの会)お話し相手	第一・三水曜日	2回/1月

平成31年度事業計画書

1. 目標と事業方針

平成31年度は地域密着型・認知症対応型を合わせた合計利用者数を1日平均17名。日々の収入は¥190,000、ひと月24日営業した場合の収入は¥4,560,000を目標とする。法改正後の利用者単価は1人1日約¥12,200で、そこから1割少なく見積もると約¥11,500になる。日々の損益分岐点が約¥180,000である為¥11,500で除すると約15.6人/日である為、目標は17名と設定した。

毎月の事業収入割合が地域密着型7に対し認知症対応型が3である事をふまえ1日当たりの目標収入と目標利用者数を算出すると

地域密着型	= ¥130,000/日	約12名/日
認知症対応型	= ¥60,000/日	約6名/日

となる。

前年度下半期から徐々に増えている利用数を更に増やす事と安定化を図る為、現在の音楽リハビリ・書道・墨絵・アクリル画等の「心のリハビリ」に加え、前年度下半期から始めた個別機能訓練も前面に出した「心と体のハイブリットリハビリ」を中心としたPRを主に居宅介護支援事業所に向け展開しようと考えている。

心のリハビリについては、今までそれぞれの講師が来る日だけ活動していた事を、講師が不在でも職員で対応出来る様な仕組み作りを思案中である。

これは、その活動日だけ通所したい或いは活動が無いので休みたいという要望が多かった為、その声を拾い上げる事が目的である。

身体のリハビリについても外部のケアマネージャーへ告知し、臨機応変な個別機能訓練を実施している事を知ってもらう様務める。

2. 施設運営

- ・ 営業日 地域密着型通所介護 : 月曜日～土曜日
- 総合事業通所介護サービス : 月曜日～土曜日
- 認知症対応型通所介護 : 月曜日～金曜日
- (休業: 日曜日・祝祭日・年末年始 12/29～1/3)

・ 営業時間 8時45分～17時30分

・ サービス提供時間 9時～17時

- ・ 利用者定員数 地域密着型通所介護・総合事業通所介護サービス: 18名
- 認知症対応型通所介護: 12名

平成 31 年度事業計画

1.基本方針

利用者が要介護状態になっても住み慣れたご自宅でその人らしく暮らすことができるよう、利用者の尊厳、権利を守り、利用者の立場に立った専門性の高いサービスを提供する。地域福祉の担い手として信頼されるヘルパーステーションを目指す。

2.重点目標

・人員不足の解消

近隣の他事業所の水準を考慮し、登録ヘルパーの賃金を見直す。

・持続可能な運営体制を整える

軽介護度で独居の利用者が増えたことによるニーズの多様化に対応すべく、介護保険ではまかなえない自費のサービスにも柔軟に対応していく。また土曜、日曜、早朝、夜間も稼働することで他社との差別化を図る。

各居宅支援事業所に空き情報を送付し、登録ヘルパーの稼働率 100%を目指す。

3. 職員体制：管理者 1名（兼務）

サービス提供責任者 1名 ・ 兼務 1名

登録ヘルパー 5名

目標数：利用者数 月平均 30名 訪問数 月 400件

4. 実施内容

サービス提供責任者の業務

- (1) 訪問スケジュールの確認と把握
- (2) 訪問介護活動状況の確認と把握、必要に応じて指導
- (3) 新規利用者の事前調査と同行訪問ならびに初期サービス、ケアプランに基づく介護内容の確認と説明
- (4) 訪問介護計画書の作成と必要事項の記録
- (5) 統計資料記録やレセプト等の作成
- (6) 反省とカンファレンス（定期的な研修の実施）
- (7) ホームヘルプサービスの実施

- (8) 利用者や家族からの要請を受けた緊急時訪問
- (9) サービス担当者会議等への出席
- (10) 利用者宅への定期訪問（サービス内容等の再確認）

ヘルパーの業務（常勤・非常勤・登録型）

- (1) ホームヘルプサービスの実施

5. 人材の育成、研修計画など

- ・研修を定期的に企画し介護技術や介護知識の向上ならびにマナーや資質の向上を図る。

法人内研修会 年5回（常勤職員、登録ヘルパー）

- ・ サービス提供責任者研修 レベルアップ研修等へ出席し、知識や技術を高める。

31年度サービス提供責任者現任研修

（齋藤利佳 世田谷区福祉人材育成センター、時期未定）

- ・ 自己研鑽として資格取得（介護福祉士、介護支援専門員など）

平成31年度 事業計画書

平成31年度はスタッフの入れ替わりがありますが、新規スタッフの採用を進めていきます。業務経験者が望まれるところではありますが、介護支援専門員の成り手が減少傾向にあることから、業務経験の少ない方においては経験豊富なスタッフによる指導・育成をしながら、サービスの質の向上を目指してまいります。

1. 事業方針

在宅で生活をされるご利用者様一人一人のニーズを的確に把握し、気持ちに寄り添ったケアプラン作成を行います。また、ご利用者様やご家族様の立場に立ったきめ細かい対応が行えるよう、各サービスについて一層理解を深めながら、適切なサービスの利用と自立支援に向けたマネジメントが出来るよう、法人内の各事業所（ヘルパーステーション、ケアセンター、特別養護老人ホーム）、近隣の介護事業所、かかりつけ医や医療機関との連携を密にして、在宅での生活が円滑におくられる様にサービスの調整を行います。サービスの調整にあたってはインフォーマルサービスなどの地域資源も適切に活用してまいります。

障害を有する方が介護保険制度の対象者となり、サービスを利用する事が増えております。介護保険サービス、障害福祉サービスなど適切な利用につながるよう、医療的知識やサービスの種類、制度についての知識を習得し、本人の意向によっては障害福祉サービスへの橋渡しもできるよう、研修などに参加して制度の理解を深めてまいります。

2. 事業内容

- (1) 利用者からの相談を受けて、要介護認定の申請代行、取次を行う。
- (2) 認定後の居宅サービス計画の作成、サービスの導入や連絡調整、モニタリング、給付管理業務を行う。
- (3) 地域包括支援センターからの委託を受けて、要支援利用者の介護予防プランの作成を行う。
- (4) 契約市区町村からの委託を受け、要介護認定調査を行う。

3. 運営計画

- (1) 年間目標
ケアプラン数 月 210 件
要介護認定調査 月 30 件

(2) 職員の資質向上に努める

- ① 法人内居宅介護事業所定例会を月1回開催。
- ② 支援困難ケースについて情報を共有化し全員で対応できる体制をつくる。
- ③ 法人内研修、世田谷区など外部主催の研修に参加し、知識を深めると共に情報の収集に努める。
- ④ 研修参加後は、事業所内で伝達や勉強会を開催し、情報と知識の共有化を図る。

今後について

2021度より居宅の管理者においては、主任ケアマネが要件とされます。現在、常勤職員において要件を満たす者は不在のため、今後について検討が必要となります。また、主任ケアマネ取得の要件を満たす職員にあっては、適宜、研修の受講を行うことにより、今後の安定した事業所の運営につなげることが出来るものと考えます。

平成 31 年度事業計画

成城訪問看護ステーション

最近の成城訪問看護ステーションの動向では、介護保険の利用者数は減少傾向で、反対に医療保険利用者数が増加傾向です。医療保険の中でも特に精神科訪問看護を利用する方が増加傾向です。この状況は今後も続く可能性が高いため、成城訪問看護ステーションでは、30年度までに常勤・非常勤職員の全職員が精神科訪問看護算定要件の研修を受け、依頼があればすぐにでも訪問できる体制を整えています。世田谷区内では、特別養護老人ホームの整備が進み、平成31年度中に、合計4施設で350床もの特別養護老人ホームが新規オープン予定です。この事を踏まえると、31年度以降介護保険での在宅利用者は入所の方へ流れる事が予測されます。この影響を受け在宅利用者は減少する可能性が高いため、今後も精神科等医療保険利用の利用者を増やしていくことが必要と判断し、平成30年度までにはその対策を行ってきました。31年度以降は、介護保険利用者での収入は減少する事を想定されますが、できるだけ30年度の収入を維持できるよう努め、介護保険収入の減少分が少しでも医療保険で補えるよう、増収を図ります。

成城訪問看護ステーションでは、医療ニーズの高い利用者を多く受け入れ、介護保険利用者の3割以上が何らかの医療処置のある方です。この3割以上の医療依存度が高い方の利用者がある事で、当ステーションが加算算定ができ毎月全利用者から300単位(3,420円程度)、年間にとすると約170万円が収入に上乘せされています。また利用者の約95%以上の利用がある24時間訪問体制加算が540単位(6,156円程度)あり、年間380万円が当ステーションの大きな収入になっています。そのためには、夜間休日の訪問を担える常勤職員の増員が必要です。30年11月に出産・転居に伴う常勤職員の退職があり一人減少しています。現在のところまだ補充ができていないため、31年度採用をしていく予定です。

中町グループホームが平成31年1月から2ユニットに変更になり、1階フロアが空いた状態になっています。利用者減や人手不足による職員の補充も困難なことから、当面はグループホームとして営業するめどは立っていません。空いたフロアの有効活用として、訪問看護ステーションの新規事業を計画しています。当面は職員採用や利用者確保が少ないことを想定し、しばらくの間は成城訪問看護ステーションのサテライトとして運営していく予定です。6～7月オープンを目指しています。また、梅丘あんしんすこやかセンターが平成31年11月に、梅丘まちづくりセンターと一体運営になるため、現在使用している

事務所が空室となるため可能であれば訪問看護ステーションの新規事業を予定
しています。

平成 31 年度事業計画書

祖師谷ケアセンター

1. 事業方針

31 年度は、引き続き地域密着型通所介護を運営していきませんが、常勤を含めて職員の退職が 3 名あり補充がない状態が続いています。今年度は現状の職員体制に合わせ、利用定員を 10 名と小規模事業所に変更します。これにより職員体制の立て直しを図り、積極的な職員採用を進めていくことで、喫緊の課題である運営の安定に取り組んでいきます。

受託事業として実施してきました介護予防筋力アップ教室ですが、職員体制の確保が困難なことから、更新はせず昨年度で終了となりました。

施設の老朽化も顕著になっており、30 年度には区による配管工事（6 月）やボイラー工事（12 月）を実施しています。今年度も貯湯槽や脱衣場等のエアコンの交換が決定しており、実施していく予定です。

利用者増については、小規模事業所に変更することで高い稼働率が求められますので、ニーズの高い入浴サービスを充実させることや、昨年度より法人で新規採用している機能訓練指導員を配置することで、機能訓練プログラムを実施していく予定です。

また、今年度中には併設の居宅介護支援事業所を立ち上げる予定です。ケアマネージャーとの連携を強化し、利用者増に向けて積極的に働きかけていきます。

配食サービス・区営高齢者住宅生活協力員業務は前年と同様に実施していきます。

2. 施設運営

(1) 営業日： 月曜日～土曜日（休業日：日曜日、祝祭日、年末年始）
営業時間： 8 時 45 分～17 時 30 分

(2) 利用者定員数： 地域密着型通所介護 10 名
総合事業通所介護サービス

(3) 対象地域： 祖師谷・上祖師谷・砧・千歳台・成城・大蔵・桜丘

(4) 職員体制： 常勤 （管理者、相談員兼務 1 名）
非常勤 （介護職員 3 名）

(3) 事業内容： 送迎、健康チェック、食事、入浴、体操、レクリエーション
手工芸、音楽リハビリ、書道、季節行事、外出活動、相談など

3. 世田谷区委託事業

(1) 高齢者配食サービス

実施日： 月曜日～土曜日（休業日：日曜日、祝祭日、年末年始）

時間帯： 16：00～17：30

(2) 区営リラ祖師谷生活協力員

実施日： 月曜日～土曜日（休業日：日曜日、祝祭日、年末年始）

時間帯： 9：30～13：30

*懇談会開催

4. その他

・運営推進会議の開催（年2回）

・避難訓練・防火訓練の実施

・職員研修

法人内研修（年6回実施予定）

事業所外研修（随時）

・成城大学教職課程介護等体験実習生受け入れ

・地域交流

ミニデイ・体操自主グループ等への協力

併設の祖師谷児童館との交流

・職員定期健康診断実施（年1回）

平成 31 年度事業計画書

鎌田ケアセンター

1. 事業方針

31 年度は、昨年同様に通所介護及び認知症対応型通所介護を運営していきませんが、稼働状況の改善・経営の安定を目指し、サービス内容の改善及び職員体制の見直しを図っていきます。

昨年度より運行委託を終了し、事業所職員による運行を開始しましたが、大きな問題もなく順調に移行できました。今年度はさらに運行の見直しを図り効率を高めると同時に、利用者に安心を感じていただけるよう、研修など定期的に振り返りの機会を作ることで、より安全な運行を目指していきます。

利用者増については、特にニーズの高い入浴サービスを充実させることが必須と考えますので、介護職員の配置を工夫することや、終日実施するなどさらなる検討をし実施していきます。

また、機能訓練プログラムの充実を進めていくことに伴い、昨年度より法人で機能訓練指導員を新規で採用しており、法人内各デイサービスに順次配置していく予定です。活動プログラムにおいても、昨年下半年より体操の時間を増やしていますが、おおむね好評をいただいております。広いフロア内を生かし個別的なプログラムを増やすことで利用者・家族のニーズに対応していきます。脳トレにおいても同様で、実施時間を増やし、内容・種類を充実することで認知症予防プログラムを充実していきます。

昨年度、認知症対応型通所介護の稼働率は 30%弱程度で、特に新規での利用はほとんどない状況でした。近隣に同様の認知症対応型通所介護があり競争が厳しくなっていますので、併設の居宅介護支援事業所との連携をさらに強め、通所介護の利用者で移行対象者には積極的に働きかけていき増加を目指します。

職員体制は退職者もあり不安定な状況が続いていますが、動線を意識したフロア内の配置の変更により効率的に動ける環境を作ること、また雇用については事務局と連携しながら形態を柔軟にするなど積極的に募集方法を工夫していくことで、新しい雇用につなげていきます。

配食サービス・区営高齢者住宅生活協力員業務は前年と同様に実施していきます。

2. 事業運営

(1) 目標稼働率

稼働率：①通所介護 80% ②認知症対応型通所介護 40%

(2) キャリアアップを図り、サービスの質の向上につながる研修機会を確保する。

法人内研修 定期開催

事業所外研修 随時

(3) 運営推進会議の開催（認知症対応型通所介護）

（年 2 回／9 月・2 月を予定）

3. 運営実施内容

(1) 利用者定員数

- ①通所介護及び総合事業通所介護 25名
- ②認知症対応型及び介護予防認知症対応型通所介護 12名

(2) 対象地域 鎌田・宇奈根・喜多見・玉川・岡本・瀬田・大蔵

(3) 事業内容

- ①提供サービス：レクリエーション／体操／手工芸／音楽リハビリ／
書道等／季節行事／送迎／食事／入浴／介護／相談など
- ②世田谷区委託事業
 - ・配食サービス
 - ・シルバーピア生活協力員（玉川三丁目アパート）＊懇談会開催（1回／月）
- ③食事サービス活動推進の会運営への協力（会計監査等）
- ④地域交流事業
 - ・併設区民センターとの連携
 - ①企画委員会への出席（1回／月）
 - ②区民センター祭への参加（1回／年）
 - ③区民センター各種イベントへの参加（適時）
 - ・地域学校からの職場体験受入や交流活動等
- ⑤成城大学教職課程介護等体験実習生受け入れ
- ⑥地域公益事業（ボランティアルームの貸し出し）

平成 31 年度事業計画書

鎌田介護保険サービス

1. 事業方針

今年度は、引き続き計画作成件数の目標達成・維持に努め、事業の安定・健全化を図ってまいります。そして、公平・中立、より質の高いケアマネジメントが提供できるように努めてまいります。利用者の暮らしを理解し、その人らしい自立した生活ができるように支援します。入退院時には、病院等と連携を図り在宅生活の再開に向けて支援します。

又、併設の通所介護事業所との連携を図り、事業所全体の運営の安定につながるように努めてまいります。

2. 事業運営

(1) 居宅サービス計画作成件数は総数 105 件／月超程度を目標として、毎月目標達成できるよう新規プランを積極的に受けていきます。

(2) 介護予防支援業務の委託を受け、地域包括支援センターと連携し、高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、また、自己決定ができるように援助していきます。

(3) ケアマネジメントの質の確保

①専任ケアマネジャー一人当たりの計画作成件数は 39 件/人を標準とします。

②職員個々のスキルアップを図るとともに、法人内事業所連絡会を定期的を開催し、管理者及び職員との意思疎通を深め、事例検討や情報の共有を図り、サービスの質の向上、事業の適正化・健全化につなげていきます。

③公平・中立性を確保する観点から、特定の事業所にサービスの偏りがないよう留意していきます。

(4) 要介護認定調査を 15 件／月程度は受託していきます。

(5) キャリアアップできるよう積極的に研修に参加していきます。

①法人研修

②事業所外研修 随時

3. 事業体制

① 従業者人員管理者 1 名介護支援専門員 3 名 (管理者兼務含む)

② 営業月～金曜日 9 時 0 0 ～ 1 7 時 0 0 分

事業方針

利用者の支援については、自立支援を基本としながらも、約半数が 90 歳以上である事を踏まえ、生活上の安全を第一と捉えながら身体機能の維持と寝たきり予防に努めます。

大規模災害等への対応を含め、地域との関わりを重視し、地域主催の会議、行事などへ可能な限り参加し、ボランティアの受入れや町会等地域住民の協力を得て地域社会貢献事業に取り組めます。

人材不足の社会状況の中で、現在の介護職員の定着を図り、尚且つ新規職員の採用が円滑に進む方策を検討していきます。

新規事業所が増える状況の中で、入居希望者や地域の居宅事業所の信頼を得るよう PR 活動を行ないます。

事業内容

1. 利用者の状況は、利用者の半数近くが 90 歳代と高齢になっていることから、個人の尊厳を尊重した自立支援を行ないながらも、体調や ADL の変化を見逃すことなく、転倒予防や体調の急変に随時対応して安全に支援を行なっていくよう支援体制の充実を図ります。

日常の支援としては、利用者の個々の自立度に合わせた近隣公園への散歩や買物同行等の支援の他、室内でもハツラツと生活できるアクティビティ（レクリエーションや健康体操・音楽療法・趣味活動等）を利用者の希望に沿って実施します。

季節行事（4 月お花見昼食会・9 月敬老祝い会・12 月クリスマス会等）をご家族や地域ボランティアの参加、協力を得て実施します。

利用者の個別ニーズに対応し、地域で開催される行事や集まりなどにも同行支援を行ない、地域との交流機会を促進します。

利用者の高齢化、重度化により、ターミナルケアについての職員の対応や医療ケアとの連携について検討していきます。

2. 健康管理と医療連携は昨年度同様に訪問診療の定期往診（月 4 回）、成城訪問看護ステーションによる定期訪問（週 1 回）などの協力により利用者の心身の変化に迅速に対応します。またインフルエンザやノロウィルスの流行時期を前に、予防接種や感染症予防対策の職員研修を行い、感染が拡大しないように努めます。

日々の口腔ケアを実施していますが、歯科診療のニーズが増しているため訪問歯科診療についてもその定期実施をアセスメントしていきます。

利用者の転倒等事故防止のために、施設内環境の見直しや職員研修、ヒヤリハット報告書を活用して日々の職員間での情報共有を行ないます。また毎日の申し送りや毎月の業務ミーティングで利用者の心身の状態をアセスメントし、事故の防止に役立てます。

3. 「運営推進会議」を年6回（原則奇数月実施）に開催します。地域住民の参加と家族の参加も得て、グループホームでの生活の報告と役割・機能を発信します。会議では施設運営と利用者支援の状況を報告し、身体拘束や虐待防止の取組みなども報告していきます。
また地域ボランティアの受け入れと地域交流を継続して行います。
現在の「せたがやシニアボランティア・ポイント事業」によるシニアボランティアの受け入れを継続して、利用者のアクティビティ活動の拡大の為に実施します。
4. 人材不足の社会状況の中で、現在の介護職員の定着を図り、職員体制の効率化を図りながらも不足時の新規職員の採用が円滑に進む方策を検討していきます。
また職員の育成を図る研修は、個人毎の経験や能力に応じて個別研修計画を作成し、法人研修や世田谷区福祉人材育成・研修センター等外部研修などにも職員を派遣・参加し、スキルアップに努めます。尚、世田谷区高齢福祉課によるグループホーム介護職員等研修費助成を活用し、職員研修制度の充実を図ります。
5. 今年度は外部評価機関による第三者評価を実施し、利用者支援やサービス内容等の検討と改善を行ない、世田谷区に報告、情報をインターネットで公表します。
6. 今年度から3ヵ年度の中長期事業計画を策定し、法人内事業所としての事業運営についての目標設定に基づき事業運営を行ないます。
7. 昨年度同様、今年度も利用者・職員全体での防災避難訓練を定期的実施します。
首都直下震災も想定し、緊急時の法人内、家族連絡体制とBCP(事業継続計画)の策定や防災用品（非常食他の備蓄）の整備に努めます。また地域町会とも連携を深め地域における福祉避難所的な役割等に協力できるよう検討します。
8. 個人情報の保護について
個人情報の保護については、日常の電話対応なども含め、利用者情報の取り扱いの注意事項等について定期的に研修などを通じて職員に指導します。
9. 地域における公益的な取り組みについて（社会貢献事業の実施）
事業所運営の他、施設の機能を生かした地域住民への貢献事業を企画、実施します。地元町会や関係機関（あんしんすこやかセンター等）との連携により行ないます。
*案（高齢者認知症カフェ、認知症を支える会、大規模災害時の福祉避難所等）

事業方針

高齢者在宅復帰施設「ほのぼの」の管理運営については、特別養護老人ホーム等の介護保険施設からの退所者や、在宅生活困難者・住宅困窮者等他、緊急一時保護者について、世田谷区高齢福祉課を窓口として受入れを行ないます。

その事業運営については、グループホームとの併設のメリットを生かして運営の効率化を図り、また利用者の自主性・社会性を尊重し、自立した日常生活の維持と在宅復帰に必要な生活支援を行ないます。

1. 施設運営

高齢者在宅復帰施設の目的及び条例の位置づけに基づいた管理運営を行います。

- 1) 高齢福祉課への月次報告書、及び年次報告書、自己評価を作成し提出します。
月次報告は、保健福祉課担当者の訪問や利用者の外出、医療受診他、施設での生活状況について報告を行ないます。緊急時の利用者の変化は、逐次担当ケースワーカーに報告するほか、重要な事項は高齢福祉課へ状況報告を行ないます。
年次報告は、施設の利用状況、利用者支援状況、管理運営状況、利用者による評価、及び自己評価等を総括し報告します。
- 2) 利用者支援については、職員が統一した生活支援方針に沿った支援を行います。
ミーティングや職員間の申し送りを行ない、利用者の支援情報の共有を図ります。
また施設の入所要件である自立高齢者の利用率が減少し、要介護で認知症高齢者の利用対象者が増えている現状から、施設の環境整備（居室内手すりの設置やセンサーコールの導入等）と介護職員のスキルアップを研修等で推進して利用者の受入れの拡大に努めます。
- 3) 利用者ニーズに沿った施設運営・施設サービスの提供を行う為、個々の利用者満足度調査（退所時）を行います。その結果は施設として評価・検討し、その結果を随時生活支援に生かして業務の改善に取り組みます。
- 4) 支援内容は相談援助・散歩外出援助・買い物援助・日常生活支援（洗濯・清掃）等を利用者の自立を損なわないよう配慮して行ないます。軽度認知症等の要支援者には職員の見守りや介助も必要なため対応します。その他レクリエーションや季節行事などを併設のグループホームと一体的に実施し、利用者の希望に沿ってご参加頂きます。

5) 利用者支援にあたり、行政との協力を図りながら運営を行い、利用者サービスの向上の為に、各支所の保健福祉課、生活支援課や他の高齢者福祉施設とも連携します。とりわけ在宅復帰に関しては、退所後の生活について、利用者自身の希望や意思が十分に尊重されるよう区の担当ワーカーと共に支援します。

6) 職員の要介護業務のスキルアップのため、計画的な職員研修（法人研修・外部研修）を実施する他、グループホームと合同で認知症等高齢者の介護、救命救急（AED講習）などの施設内研修も実施します。

7) 災害・防犯等緊急時に向けての対応

定期的に併設事業所と合同で利用者・職員全体での防災避難訓練を実施します。首都直下型震災も想定し、防災用品（非常食他の備蓄）の整備に努めるほか、地域町会（烏山中町会・協和会）とも連携を図り、災害時相互応援協定に基づいた協力体制を維持します。また防犯対策についても敷地・建物の安全管理の徹底と、周囲の巡回点検に努めます。

8) 個人情報の保護について

個人情報の保護については、日常の電話対応なども含め、利用者情報の取り扱いについて、定期的に研修などを通じて職員を指導し保護に努めます。

9) 感染症の予防について

職員、利用者共に手洗い・うがいを励行し、清掃と衛生管理を実施します。インフルエンザやノロウイルスへの対策として、予防接種の実施（利用者、職員）やガウンテクニックなどの感染症予防対策の職員研修を行い、感染の防止に努めます。

10) 地域における公益的な取り組みについて（社会貢献事業の実施）

併設事業所と連携し、施設の機能を生かした地域住民への貢献事業を企画、実施します。地元町会や関係機関との連携により行ないます。

*（高齢者認知症カフェ、認知症を支える会、大規模災害時の福祉避難所等）

11) 建物の管理及び業務の再委託について

建物・設備の定期点検を行ない、異常や修繕箇所を確認した際には、高齢福祉課に報告します。専門性の高い各種設備の定期的な保守・点検については、専門業者への再委託を行ない実施します。

再委託業者

エレベーター設備・・・東芝エレベーター(株) 遠隔点検毎月他 定期点検
消防設備・・・中央報知器(株) 年2回
空調設備（ガスヒーポン）・・・東京瓦斯（株）西部都市エネルギー部

床面清掃 . . . キングランメディケア (株) 年 3 回
庭木剪定 . . . 青山造園(株) 年 1 回
防災カーテンメンテナンス . . . キングラン商事(株) 年 1 回

1. 事業方針

今年度も経営、運営の安定を目標に取り組んでいく。

運営面は、介護職員の雇用状況が安定しない中、開所より3ユニット・利用者人数27人体制で対応していたが、平成31年1月より2ユニット・利用者人数18人体制に変更している。介護職員の量的な不足は、当事業所だけに起こっていることではなく、職員の定着化を図ることが経営、運営の安定に繋がっていくと考える。少ない状況ではあるが介護職員の応募(未経験者など)はあるため、専門職としての人材育成、また入職している職員のスキルアップを図り、ケアサービスの質の向上と定着化を図っていく。なお未だ派遣職員の雇用が多い状況であるため、直接雇用を増加させ経営面での安定に寄与できればと考える。また利用者は重度化傾向にあり、介護職員のケアも負担が大きくなっていることは否めない。さらには待機利用者も少ない状況である。居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等へ空き情報を一早く知らせたり、世田谷区のグループホーム空き情報等を活用するなど、待機利用者を多く抱え、利用者が重度化する前に特別養護老人ホーム等の他事業所へ移行できるよう配慮できればと考える。利用者退所後は早急に新規の利用者に入所してもらい回転率を上げながら、重度化予防と空室率の低減に努め、収入の安定化を図っていく。

ほか今年度、新たな事業展開として、空室となった1階部分を利用し、居宅介護支援事業所や訪問看護事業所を順次開設し、経営面で増収を図る。また同建物内に居宅介護支援事業所が開設することで連携がしやすくなり、グループホーム入所希望の待機利用者が多く見込まれるとともに、訪問看護事業所があることで入所者の体調管理等にも活躍が期待できる。

2. 事業運営

(1) 人員配置

3ユニットから2ユニットになったことで、日中3名体制を確保できる人員配置となっている。しかし今まで取得できていなかった職員の公休を1～3月で消化しているが、消化しきれない状況はある。また今後、退職希望者もいるため、引き続き事務局と相談しながら、新規職員の募集方法も併せて検討、採用し日中の勤務体制3名を確保していく。

(2) 人材育成

世田谷区の研修費助成を受け、法人内研修、世田谷区福祉人材育成・研修センター(認知症ケア研修(毎月))、グループホーム連絡会内研修等の外部研修などを活用し、職員の専門職としてのスキルアップに努める。内容としては、①介護技術 ②身体拘束 ③接遇マナー ④虐待 ⑤記録の書き方 ⑥防災について ⑦AED操作訓練などを実施予定。

(3) 地域交流・活動

日々の外出活動や音楽リハビリなどの余暇活動、季節行事などを実施し、利用者が心身ともに安定した生活が送れるよう支援する。またふるさとの理念である自立支援を念頭においたケアを継続し、日常生活動作の中から身体機能の維持向上を図る。町会行事(防災訓練や地域運動会等)などにも積極的に参加し、地域交流が図れるようにする。さらには社会福祉協議会(上野毛地区事務局)とも連携し、娯楽系ボランティア等の導入・支援などの実施も検討する。

- (4) 医療連携
日々の健康管理、緊急時対応等、在宅診療、訪問看護との連携は必要不可欠と考え、引き続き連携して対応していく。訪問看護事業所が1階に開所されれば、利用者の体調面など重点的な把握はもとより、医療面での早急な対応も可能となる。また利用者健診やインフルエンザ予防接種の機会を確保し、健康状態の把握、重症化を予防していく。
- (5) 運営推進会議
概ね2ヶ月ごとに定期開催し、利用者家族や地域住民代表、世田谷区の職員や地域包括支援センターの職員等と交流の機会を通し、地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保を図っていく。
- (6) 家族との交流
上記運営推進会議や季節行事である町内会のお祭り、花火大会、敬老会などを通して交流の機会をつくる。またご家族が面会等で来館された場合は、職員側から積極的にコミュニケーションを図り、利用者の現況を伝えるなど、サービス業の基本に立ち、職員は行動する。家族との信頼関係が構築できていれば、例えば緊急対応や事故発生時等もスムーズな対応が実施されるとともにあらゆる面でリスク軽減が図れる。
- (7) ①運営資金
単年度黒字化を図り、借入れ資金を計画的に返済できるよう努めていく。
- ②新事業の運営計画
平成31年4月以降に居宅介護支援事業所を立ち上げることを目標とし、既に職員募集を開始している。年内中にはケアマネジャー1人が35名以上の利用者を担当できるよう、地域包括支援センターや町会などにも営業をかけながら利用者を獲得していく。そのようにケアマネジャーが対応していく中で、グループホーム利用希望者などが出ることを期待される。今まではタイミングが合わず待機利用者が他グループホームに入所されてしまい、当事業所のベッド空室期間が長期化することもあった。当事業所の一角に居宅介護支援事業所があると連携がしやすくなり、本人、家族はもとより、事業所にとってもシームレスで、スピーディな対応が可能となる。また平成31年4月以降、同時に訪問看護事業所もふるさと1階に立ち上げる(こちらも既に職員募集を開始している)。まずは成城訪問看護ステーションのサテライト事業所として開所する予定。同一建物内のケアマネジャーとの連携により、新規利用者を獲得しやすくなることが想定される。また訪問看護事業所がグループホームの1階となれば、医療面で入所者の体調管理や緊急時の迅速な対応などが期待できる。
- なお開所より5年以上経過しているグループホームは、ショートステイ(短期間利用)も可能である。そのため入所者の退所後など、ショートステイで空きベッドを利用しながら、空室期間の減少に繋げることも考えている。

事業方針

昨年度は、離職者の影響と雇用人材不足の為派遣介護職員の採用による事業運営を余儀なくされました。今年度も離職者ゼロを目標に、新たな職員雇用と職員のチームワークを以て職員配置の安定化を図り、より良い利用者支援を行なえるようにします。

利用者支援においては、自立支援を基本としながらも、一部に重度化による看取りの対象となる利用者もあり、訪問診療と訪問看護の協力を得て安全で安心できる生活支援を第一に職員一同で協力して取り組みます。

地域との関わりは、地域の見守りネットワークや地域主催の会議、行事への積極的な参加やボランティアの受入れ、町会等地域住民の協力を得て運営推進会議の定期開催を行ない、地元住民と入居希望者や居宅支援事業者の信頼を得るような施設づくりを目指します。

事業内容

1. 利用者は、昨年度看取りによる退所があり、年度末は 1 室が空室で入居受入れ待機の状況です。また近隣に他事業所の新規開設があり、新規入居者の確保が困難な状況となっています。そこで今年度は事業所ホームページの充実や地域の居宅支援事業所への PR 活動に努め、入居管理を円滑に行なうことで運営の安定を図ります。

利用者の支援では、個人の尊厳を尊重した自立支援を行ないながらも、体調や ADL の変化を見逃すことなく、転倒予防や体調の急変に随時対応して安全第一に支援を行なえるよう職員体制の充実を図ります。また利用者の高齢化・重度化に伴い、自立度の高い利用者には介護予防となるようなサービス提供（レクリエーションや健康体操、散歩等外出活動等）を充実し、看取り対象となる重度介護利用者への支援の為には、職員の研修や会議の実施によりスキルの向上を図るよう計画します。

2. 季節行事（4 月お花見・9 月敬老会・12 月クリスマス会等）をご家族やボランティアの参加、協力を得て実施する他、積極的に外出の機会を設け、利用者が季節を感じながら生活を送れるよう支援します。

その他、誕生会、個別外出援助、買い物同行支援などの活動の実施や、音楽療法やレクリエーションを充実させ、生活がより充実したものとなるように努めます。

3. 日々の生活においての健康管理を医療との連携により行ないます。

内科医訪問診療（月 2 回）の他、法人訪問看護ステーションの定期訪問（週 1 回）、訪問歯科（隔月 1 回）の協力を得て、利用者の心身の変化に迅速に対応します。

4. 感染症予防・転倒等事故防止について

施設内での感染症予防として日常の手洗い・うがいを励行し、インフルエンザやノロウイルス等の予防接種の実施や感染症予防対策の職員研修での周知を行い感染の予防と拡大防止に迅速に対応します。

また、転倒等事故防止のため施設内環境の見直しや職員研修、ヒヤリハット報告書を活用して日々の職員間での情報共有を行ない、毎日の申し送りや毎月のミーティングでの利用者の心身の状態をアセスメントし、予測した対応を行なっています。

5. 「運営推進会議」を2ヶ月毎（年間6回）に開催します。町会役員等地域住民、あんしんすこやかセンター職員、入居者家族、入居者、職員の参加により、グループホームの施設運営と利用の生活支援の状況と身体拘束や虐待防止の取組みなども報告していきます。その他地域における役割や機能等について協議します。
6. 職員研修は、個人毎の経験や能力に応じて個別研修計画を作成し、法人研修や世田谷区福祉人材育成・研修センター等外部研修などに職員を派遣・参加し、スキルアップに努めます。特に重度介護利用者への看取り介護については、訪問診療と訪問看護の協力を得て実技講習なども検討します。尚研修の実施にあたり、世田谷区高齢福祉課によるグループホーム介護職員等研修費助成を活用し、職員研修制度の充実に努めます。
7. 第三者評価結果に基づきサービスの質の評価・検討を実施します。
外部評価機関による受審・評価結果を基に、事業所内外の意見も受け、サービスの質の向上のために利用者支援やサービス内容等についての検討と改善を行ない、世田谷区に定期的に報告します。
8. 地域ボランティアの協力依頼と地域交流を行います。
現在ご協力を頂いている地域ボランティアを継続し、「せたがやシニアボランティア・ポイント事業」他の受入れ体制も整え、地域との交流も深めながら利用者が地域の一員として生活を営むことができるようにします。
9. 災害対策等緊急時に向けての対応
地域住民の協力を得て、利用者・職員全体での防災避難訓練を定期的実施します。首都直下型震災や水害等も想定し、緊急時対応マニュアルに基づいた避難訓練や法人内、家族連絡体制とBCP(事業継続計画)の策定や防災用品（非常食他の備蓄）の整備に努めます。また、地域町会とも連携を図り、地域防災訓練にも参加し相互に協力します。
10. 個人情報の保護について
個人情報の保護については、日常の電話対応なども含め、利用者情報の取り扱いの注意事項について定期的に職員研修等を通じて周知します。
11. 地域における公益的な取組みについて（社会貢献事業の実施）
事業所運営の他、施設の機能を生かした地域住民への貢献事業を企画、実施します。地元町会や関係機関（あんしんすこやかセンター等）との連携により行ないます。
*30年度実施例（喜多見介護者の会～2F談話室で開催）

平成31年度 梅丘あんしんすこやかセンター事業計画

1、介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防・日常生活支援総合事業

(・マネジメントの実施・二次予防事業対象者の把握・普及啓発講座の実施)

○要支援者や事業対象者に対し、公的サービスのみならず、その方に合った様々な地域資源を活用しながら介護予防、自立に向けての支援を行う。

○訪問対象者リストに基づく訪問や、実態把握訪問、来所等で可能な限り基本チェックリストを実施し、二次予防事業対象者の把握に努める。年間80件以上の基本チェックリストを実施する。

○サロンや地域で開催される交流会等において、介護予防に関する講話を実施する。また、「いきいき講座」を年間4回以上実施する。

2、総合相談支援業務

(・総合相談・地域包括ケアの取り組み・実態把握・啓発活動(ネットワークづくり)・見守り訪問、相談)

○相談者の主訴を的確にとらえ、必要なサービスの利用や社会資源の情報提供など総合的に相談対応を行う。

○地区課題への取り組みでは、三者で十分な情報共有を行い、町会・自治会とも連携を図りながら進めていく。

○独居高齢者や高齢者のみ世帯、高齢化している集合住宅など、各職員が計画的に訪問し生活実態を把握する。年間800件以上の実態把握を実施する。

○見守りフォローリストの対象者への訪問を計画的に実施し、所内での情報共有を行い、必要時迅速な対応が出来るようにする。

3、権利擁護業務

(・高齢者虐待の防止・成年後見制度に関する対応・消費者被害の防止)

○虐待に関する相談の際は、速やかに保健福祉課に報告し、ケース会議を通して必要な支援を行う。

○成年後見制度が必要と思われる相談では、制度の案内を行い、保健福祉課や成年後見センターとの連携を図り対応する。

○消費者被害の報告があった場合は、警察への報告を行い、サロンや自主グループ等への訪問において注意喚起を行う。

4、包括的・継続的ケアマネジメント業務

(・地域の多職種間の連携・ケアマネジャー支援・地域ケア会議の取り組み)

○梅丘地区見守りネットの会へ介護サービス事業者や地域の関係団体も委員となり、様々な情報を共有し連携を図る。

○北沢地域主任ケアマネジャーによる「北沢地域ケアマネスキル向上委員会」や地区包括ケア会議を通して、地域のケアマネジャーとの連携構築や相談支援の対応力向上を図る。

○会議Aにおいては、住民自ら介護予防や自立に向けての取り組みができるよう支援する。会議Bでは、支援困難なケースについて、多職種間で課題解決に向けた対応を検討する。両会議について、指定される件数以上に実施する。

5、医療・介護連携の推進

(在宅療養相談窓口、地区連携医事業等の取り組み)

○在宅でも治療を受けながらその人らしく過ごせるよう、在宅療養資源マップ等を活用しながら相談支援を行う。

○地区連携医事業において、事例検討会や研修等を通し、医療関係者と介護関係者がより良い連携を図れるようにする。

6、認知症ケアの推進

(・認知症相談・家族介護者支援・普及啓発)

- もの忘れチェック相談会や認知症初期集中支援事業を通し、認知症の初期の段階から支援し早期発見や診断、サービス利用につなげる。
- 「介護者の会」を継続して実施し、相談を受ける中で必要性を感じられる介護者の方には、積極的に案内を行っていく。
- 小学生、中学生、地域住民向けに認知症サポーター養成講座を実施し、地域で認知症の方への理解や支援が得られるようにする。

7、質の向上

(・サービス改善、苦情対応・人材育成、人材定着・職場内連携)

- 日々の業務において、改善が必要と思われる事に対しては速やかに対応し、ミスを防ぐ。
- 苦情が上がった場合には、その原因を探り、再発防止やより良い対応につなげられるよう、所内で速やかに検討する。
- 毎朝・夕のミーティングを行い、研修報告や相談対応の報告、検討を重ね、職員の対応能力向上を図る。

平成31年度 祖師谷あんしんすこやかセンター事業計画

1、介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防・日常生活支援総合事業

(・マネジメントの実施・二次予防事業対象者の把握・普及啓発講座の実施)

- 自立した生活を送れるよう、利用者に対して適切なマネジメントを行う。
- 講座や高齢者の集まる会(サロン等)、実態把握訪問や来所相談時に必要に応じてチェックリストを実施し、介護予防事業対象者把握を行い、適切なサービスへ繋げていく。
- 普及啓発講座として、はつらつ介護予防講座、いきいき講座を年3回以上開催していく。

2、総合相談支援業務

(・総合相談・地域包括ケアの取り組み・実態把握・啓発活動(ネットワークづくり)・見守り訪問、相談)

- 広報誌を年6回発行する。また地区社協や町会自治会における会議、サロン等でPRしていく。
- 区の年齢別対象者リストに基づく訪問や、継続支援リストのモニタリング訪問、新規訪問等を合わせて、実態把握実施目標件数は、880件以上とする。
- 地域包括ケアの取組みとして、三者連携を深めていく。個別の相談については適切な支援へ繋げられるよう関係機関との情報共有・連携を図っていく。
- 見守りについては、見守りコーディネーターが中心となり、見守りサービスメニューの更新・見守りボランティアの登録及び訪問派遣の調整を行う。関係機関とのネットワークの中から、社会的孤立の恐れのある高齢者の早期発見を行い、見守り訪問及び見守り相談を実施する。

3、権利擁護業務

(・高齢者虐待の防止・成年後見制度に関する対応・消費者被害の防止)

- 虐待への対応は、即応を厳守徹底し取り組んでいく。ケアマネジャー、介護保険サービス事業所、民生委員や地域住民への啓発も行き、気づきがあればすぐに連絡していただけるよう周知を行う

- 高齢者の認知症が疑われる場合には、成年後見センターと連携して、適切な制度へ繋げていく。
- 消費者被害の防止のため、消費生活センター、地域生活安全課や警察と連携して啓発活動を行い、消費者被害防止を行っていく。
- 見守り高齢者の中から必要な方へ特殊詐欺対策用自動通話録音機の導入支援を行う。

4、包括的・継続的ケアマネジメント業務

(・地域の多職種間の連携・ケアマネジャー支援・地域ケア会議の取り組み)

- 地域課題や困難事例に対して多職種や他機関との連携を行っていく。
- ケアマネジャー支援として事例検討会を年3回以上開催する。ケアマネジャーからの相談には即対応していく。
- 個別ケース検討を通じた地域ケア会議Aを2事例以上、会議Bを3事例以上開催していく。

5、医療・介護連携の推進

(在宅療養相談窓口、地区連携医事業等の取り組み)

- 在宅で療養生活を送る「在宅医療」の普及啓発を図る。
- 「世田谷区在宅療養資源マップ」等を活用し、在宅療養に関する相談支援を行う。
- 医療と介護の連携を円滑に推進するために、地区連携医と協働して取り組んでいく。

6、認知症ケアの推進

(・認知症相談・家族介護者支援・普及啓発)

- 家族会を年3回実施し、家族介護者の支援を行う。
- 地区型もの忘れチェック相談会を開催する為、その周知を行い、必要な方をおつなぎする。
- 自治会や民生委員等との認知症高齢者の見守りの強化を図り、地区全体で見守りネットワーク構築を図る。

7、質の向上

(・サービス改善、苦情対応・人材育成、人材定着・職場内連携)

- サービス改善を図り、相談者が相談しやすい環境づくりをする。また苦情についても関係機関と連携し迅速に対応する。
- 職員一人ひとりが専門性を生かし、やりがいをもって働き続けられる職場環境を構築し、職員の定着を図っていきます。
- 朝礼・終礼ミーティングにおいて連絡・報告を行い情報共有を図る。また支援困難ケースについては、随時ケース会議を開催し、支援内容を全員で検討し、役割分担を行いチームで対応していく。

平成31年度 成城あんしんすこやかセンター事業計画

1、介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防・日常生活支援総合事業

(・マネジメントの実施・二次予防事業対象者の把握・普及啓発講座の実施)

○要支援者及び基本チェックリスト該当者が自立した日常生活を維持できるよう必要なケアマネジメント業務を行う。なお、3職種及び見守りコーディネーター担当者の1名あたりが行うケアマネジメント業務の実施件数は常時20件以内を目安とする。

○実態把握訪問や「いきいき講座」の際に基本チェックリストを行い該当者の割り出しを行う。該当者には自立に向けた事業を案内または介護予防に関する普及啓発を行う。

○「いきいき講座」を年間3回程度開催し介護予防その他の普及啓発を行うとともに基本チェックリストを行う。

2、総合相談支援業務

(・総合相談・地域包括ケアの取り組み・実態把握・啓発活動(ネットワークづくり)・見守り訪問、相談)

○総合相談業務においては相談者の主訴を的確に把握し適切な支援を提案し必要なサービスなどにつなげる。緊急の対応が必要な場合には区の関係機関とも連絡し対応を行う。

○まちづくりセンター、社会福祉協議会と協働し今年度立ち上げた男性の居場所づくりや8989ネットワーク等の活動支援を継続、地域活動や見守り活動につなげる。

○三者連携での協働や地区社協の事業、民生委員の会議また地域ケア会議の開催などを通して地域でのネットワークを広げていく。

○要支援者が埋もれることが無いようにまた早めに必要な支援につなげられるように、毎月を通してコンスタントに実態把握訪問を継続し年間700件以上の実態把握訪問を行う。

3、権利擁護業務

(・高齢者虐待の防止・成年後見制度に関する対応・消費者被害の防止)

○高齢者虐待について、ケアマネジャーや民生委員などに対し周知を行い高齢者虐待が疑われる場合は、保健福祉課と連携し迅速に対応を行う。

○ケアマネジャーや民生委員などに対し成年後見制度の普及・啓発を行いまた社会福祉協議会の事業等に協力、連携していく。

○実態把握訪問等と通じて消費者被害の現状を地域に周知し、必要に応じて消費生活センターと連携する。

4、包括的・継続的ケアマネジメント業務

(・地域の多職種間の連携・ケアマネジャー支援・地域ケア会議の取り組み)

○「砧地域医療・福祉連携懇談会」ならびに「ご近所フォーラム」の開催に関わり、多職種間の連携を図る。

○ケアマネジャー対象の地区包括ケア会議を、砧地域の5箇所のあんしんすこやかセンターで合同開催する。

○地区連携医事業を通し、ケアマネジャーの支援を行う。

○地域ケア会議を5回以上行い個別ケースの検討と地域の課題の分析・抽出を行い地域包括支援ネットワーク構築やケアマネジメント支援に貢献する。

5、医療・介護連携の推進

(在宅療養相談窓口、地区連携医事業等の取り組み)

○区民が在宅で療養生活を送ることが出来るように資源マップなどを活用して情報提供を行う。

○地区連携医事業を通じて地区における医療・介護のネットワークづくりを進めるとともに区民への在宅医療周知のために在宅医療ミニ講座を開催する。

6、認知症ケアの推進

(・認知症相談・家族介護者支援・普及啓発)

○認知症初期集中事業に年間4ケース程度を上げ問題が複雑化する前に適切な医療または介護サービス等につなげる。地区版もの忘れチェック相談会を年間1回行い、その後も相談者のフォローを行う。

○区の家族相談会の他に認定NPO法人かたらいの家と共催の「認知症の人を支えるための家族相談会」を年11回程度開催し家族介護者の支援を行う。

○認知症サポーター養成講座を年に3回程度開催し認知症の人が住み慣れた地域で生活できるように普及啓発する。

7、質の向上

(・サービス改善、苦情対応・人材育成、人材定着・職場内連携)

○積極的に研修に参加することと職場内で研修内容の発表、伝達を行うことで職員のスキルアップを図る。

○すこぱ一、見守りコーディネーターなどの役割の内容、業務内容を共有し誰でも対応できるように職員のレベルを上げる。

○困難ケースに関しては個人ではなく組織として対処し、問題解決力を上げていく。

平成31年度 喜多見あんしんすこやかセンター事業計画

1、介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防・日常生活支援総合事業

(・マネジメントの実施・二次予防事業対象者の把握・普及啓発講座の実施)

○実態把握、窓口、講座などを利用し、基本チェックリストを実施。該当者に対し総合事業の周知等行う。

○いきいき講座を年3回実施。高齢者の生活に密着した問題の解決や介護予防の普及啓発を行う。又、まちづくりセンターとの合同開催も検討していく。

○はつらつの卒業生などを中心として、自主グループの発足を促す

2、総合相談支援業務

(・総合相談・地域包括ケアの取り組み・実態把握・啓発活動(ネットワークづくり)・見守り訪問、相談)

○地域で活動している団体へ出向き、あんしんすこやかセンターのPRの他、認知症・介護予防等の啓発活動や出張相談を行う。

○実態把握として区からのリストを含め、年間で800件以上の訪問を行う。

○町会・民生委員や商店、金融機関などに医療機関を加えて、見守りネットワーク会議を開催する。また、見守りが必要な高齢者に対し見守りボランティアの訪問など、見守りの体制を整えていく。

3、権利擁護業務

(・高齢者虐待の防止・成年後見制度に関する対応・消費者被害の防止)

○虐待通報時は保健福祉課と連携し対応を検討。虐待防止や早期発見の為、ケアマネジャーや民生委員からのケースの相談に応じる。

○成年後見制度が必要と思われるケースに関しては、成年後見センター等関係機関と連携し支援していく。

○高齢者クラブやサロン、はつらつ介護予防講座等で、リーフレット等を利用し消費者被害に関する情報を伝え注意を促す。

4、包括的・継続的ケアマネジメント業務

(・地域の多職種間の連携・ケアマネジャー支援・地域ケア会議の取り組み)

○見守りネットワーク会議等を通して、医療と介護など多職種の連携をはかる。

○地区の主任ケアマネジャーと協働し、ケアマネジャー支援として研修や事例検討を行う。

○地域ケア会議は、介護予防を目的とした会議Aを年間2回、その他こんなケースや地域包括ネットワークの構築など目的にした会議Bを年間3回行う。

○地区内の買物困難地区に対して三者で買い物の支援体制を構築していく。

5、医療・介護連携の推進

(在宅療養相談窓口、地区連携医事業等の取り組み)

○在宅で療養生活を送る「在宅医療」の普及啓発を図ると共に、相談支援を行う。

○地区連携医事業では、事例検討や研修を開催していく。

6、認知症ケアの推進

(・認知症相談・家族介護者支援・普及啓発)

○「認知症初期集中支援チーム事業」を活用し、認知症高齢者及びその家族を支援する。

○地区型もの忘れチェック相談会を実施。地域に住んでいる認知症が疑われる高齢者やその家族が早期に医師と相談出来る機会を提供する。

○家族支援として合同の家族会を開催すると共に、単独での介護者の会を年間5回実施。

○認知症サポーター養成講座は、年間3回を目標に開催する

7、質の向上

(・サービス改善、苦情対応・人材育成、人材定着・職場内連携)

○研修に参加した職員は、職場内でのミーティングや法人内あんしんすこやかセンター会議で、情報を伝達し共有する。

○朝と夕方にミーティングを設け、個別ケースの状況を共有する。又、月一回程度所内ミーティングを開催する。

○苦情対応は、迅速な報告・対応を心掛け、職員が同じ対応が出来るように情報共有する。

○人材育成に関しては事業所全体で行い、個人に負担がかからない様にしていく。又、話しやすい職場環境を整えることにより、職員の定着を目指す。